

第 59 回アジア太平洋プライバシー機関 (A P P A) フォーラム コミュニケ (当委員会仮訳 (抄))

メキシコ透明性・情報アクセス・個人データ保護国家機関 (I N A I) は、2023 年 6 月 5 日から 6 日まで、第 59 回アジア太平洋プライバシー機関 (A P P A) フォーラムを開催した。

このフォーラムには、15 の A P P A メンバーが参加した。また、他のデータ保護機関や、産業界、政府、学術機関及び市民社会からのオブザーバーなど、世界中から多くのゲストも出席した。

2 日間の集中的なフォーラムを通して、プライバシーに関する共通の論点、規制の実績及び執行の課題について議論した。また、参加者はそれぞれの知見や経験を共有し、国際協力の強化に向けた関係構築を続けた。

議論は、以下の重要なテーマを中心に行われた。

- 契約条項に関するガイド
- 脆弱な集団とその個人情報保護に関する権利
- 従業員の監視
- A I が今日の社会に及ぼす影響
- 信頼性のある個人データの越境移転
- オープンソースインテリジェンス — 発展と対応
- 公平性のためのデータ — 公平性を求める集団における個人に対する障壁を特定し排除するために個人情報を収集し使用する際のプライバシー促進
- P D P A における正当利益例外に関する P D P C のガイダンス
- カナダ Home Depot 社の P I P E D A 遵守に関する調査
- 生体認証と人権

2 日間の会議は、2 つのセッションに分かれて行われた。1 日目のメンバー限定セッションでは、メキシコが個人情報保護の観点から国民の人権をこれまで以上に保障、保護及び促進しなければならない時代の中で、I N A I の Blanca Lilia Ibarra Cadena プレジデント・コミッショナー及び Josefina Román Vergara コミッショナーからの伝統的な歓迎の言葉でフォーラムを開会した。

1 日目

初日は、A P P A の定例的な議題が中心であった。

ブリティッシュ・コロンビア州情報プライバシーコミッショナー・オフィス (ブリティッシュ・コロンビア O I P C) からのガバナンスレポートは、A P P

A ガバナンス委員会及び事務局の議長である McEvoy コミッショナーが報告した。同コミッショナーは、A P P A メンバーを代表して、Blanca Lilia Ibarra Cadena プレジデント・コミッショナー並びにその同僚である Josefina Román Vergara コミッショナー、Adrián Alcalá Méndez コミッショナー及び Norma Julieta del Río Venegas コミッショナーに対し、彼らがメキシコ国内及び国際的にアクセス及びプライバシーに関するリーダーシップを発揮し、認知・尊敬を集めていることに感謝した。これには、世界プライバシー会議（G P A）の執行委員会議長及び国際情報コミッショナー会議の事務局としての2つの役割が含まれている。

McEvoy コミッショナーは、I N A I が重要な指導的役割を果たし続けるために、I N A I の定足数の問題がメキシコ政府によって早期に解決されることを望むと表明した。

メンバーはA P P A 事務局に対し、I N A I 委員の迅速な任命に対するA P P A の支持をメキシコ当局に伝えるよう要請した。

続いて、シンガポール個人データ保護委員会（P D P C）よりテクノロジー・ワーキンググループ、中国マカオ特別行政区個人データ保護局（O P D P）よりコミュニケーション・ワーキンググループ、ニュージーランド・プライバシーコミッショナー・オフィス（O P C）により比較プライバシー統計ワーキンググループのトピックに関するA P P A ワーキンググループ報告が行われた。

その後、メンバーがそれぞれの地域における主要なプライバシーに関する進展について簡潔に最新情報を提供する管轄区域の報告についての発表が行われた。これらの最新情報は、以下のカテゴリーに分類された。

1. 法改正と規制の整備：テクノロジーの飛躍的な発展と社会のデジタル化に伴い、個人情報の取扱いに伴う新たな課題やリスクに対応するために、既存の法律や規制を適応させることが不可欠になってきた。このような規制の進展は、プライバシーや個人情報のコントロールといった個人の基本的な権利が効果的に保護されることを保障するものである。
2. 調査と法の適用：個人データとプライバシーの保護に関する法改正や規制の整備は、接続性やデジタル化が一層進んだ世界において、個人データのプライバシーとセキュリティを保障するために不可欠である。これらの法律は、個人データの収集、使用及び共有方法について制限とコントロールを設け、そのようなデータの悪用や個人のプライバシーへの潜在的な危害を防ぐことに役立つ。
3. 啓発と普及活動：個人データに関する啓発と普及活動は、プライバシーと個人データの保護の重要性についての認識を高め、個人に権能を与える上で重要な役割を果たす。これには、優れたオンラインセキュリティ慣行の推進、

組織による透明性の高いプライバシーポリシーの採用及び社会における個人データ保護を尊重する文化の強化が含まれる。啓発と普及活動は、相互接続が進む世界において、十分な情報を得た上で意思決定を行い、プライバシーを保護する力を持つ、意識の高いデジタル市民の形成に貢献する。

最後に、「契約条項に関するガイド」、「脆弱な集団とその個人情報保護に関する権利」、「従業員の監視」についての発表が行われ、セッションは終了した。

1日目の終わりには、コミュニケ案と結論が回覧された。

2日目

フォーラム2日目は、クローズドセッションを含むものであり、I N A I 当局からの開会挨拶に始まり、Google社、META社、Mercado Libre社など、世界中のデータ保護及び人工知能に大きな影響を与えている民間企業のゲストや著名人の発表が行われた。

A I が既に各国に与えている影響がますます大きくなっていることを踏まえ、メンバーは民間及び公的部門の組織に対し、A I を使用する際にプライバシー法の遵守を徹底するよう呼びかけた。また、メンバーは、A I を規制する上で、データ保護機関の間での国境を越えた協力関係を継続することを奨励した。

冒頭の挨拶に続き、日本の専門委員より、D F F T (Data Free Flow with Trust) に焦点を当てた「信頼性のある個人データの越境移転」に関する発表が行われた。また、プライバシーに関わる最近の状況として、ニュージーランドからは、新聞や雑誌の記事、メディアの報道など、一般に利用可能な、あるいは求めに応じ利用できる情報である「オープンソースインテリジェンス」という最先端のテーマの発表が行われた。

カナダ連邦プライバシー・コミッショナー・オフィス(O P C)より、公平性のためのデータについての発表が行われ、続けてカナダ Home Depot 社のカナダ個人情報保護及び電子文書法の遵守に関する調査についての発表が行われた。

P D P Cより、シンガポール個人データ保護法における正当利益例外に関するガイダンスについて発表があった。

続いて、世界のプライバシーに関するネットワークや組織について、その活動やイニシアチブに関する最新情報が発表された。

2日目の後半は、ニュージーランドのコミッショナー、学術専門家、オープンデータ専門家が、個人データの人権保護をめぐる新たな知見をもたらした新技術や生体認証の要件について議論するなど、より先端的なトピックに焦点が当てられた。

最後に、第60回A P P Aフォーラムの開催が発表された。

(以上)